

平成 30 年 5 月 23 日
危機管理部原子力安全対策課
内線 2 7 2 9

(件名)

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）の修正案について

1 概 要

県は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針（原子力規制庁策定）等に基づき、浜岡原子力発電所からの放射性物質放出による災害を防止するための必要な体制を整備するとともに、原子力防災に関してとるべき措置を定めた県地域防災計画（原子力災害対策の巻）を策定している。

昨年 7 月に原子力災害対策指針が改正されたことを機に、国、関係市町及び関係機関と調整を行い、改正内容等を反映した計画修正案をまとめたため、市町原子力防災対策研究会（第 12 回）において県内全市町等に説明し、検討する。

2 原子力災害対策の巻の修正内容

（1）原子力災害対策指針改正の反映

- ・適用される E A L（緊急時活動レベル）の記載について、指針の改正により、新規制基準適合前後等、原子炉の状況で適用される E A L が区別されることになったため記載を変更。
- ・警戒事態で考慮する地震、津波等の自然災害を、その発生場所等の実態に則したものに変更（発生箇所を、所在都道府県から所在市町村へ変更等）。
- ・各事態の基準の見直しを反映。

（2）その他

「地方放射線モニタリング対策官」を「上席放射線防災専門官」に変更する等、名称や語句等の修正。